

# 令和3年度「全ての職員が活躍できる京都府警察の構築に向けた基本計画」推進状況

(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画)

働  
き  
方  
改  
革

## 職場の活性化による組織力の強化

- 価値観・意識の改革
  - 業務の合理化・効率化の推進
  - 多様な働き方の促進
  - 健康管理の徹底
  - ハラスメントの防止
- ・ 働き方改革に係る取組優秀所属に対する表彰の実施
  - ・ 電子決裁機能を搭載した新文書管理システムの運用開始に向けた取組
  - ・ 柔軟で多様な働き方を促進するための「時差勤務」制度の運用
  - ・ 禁煙ラリー・減量ラリーの開催等による健康に対する意識改革の徹底
  - ・ 幹部によるハラスメント教養の実施（全70所属）

## 総実勤務時間の短縮

- 時間外勤務の縮減
  - 各種休暇の取得促進
- ・ 時間外勤務命令にかかる上限時間等の資料を作成し、縮減意識を醸成
  - ・ 年次休暇取得について単年目標、取得促進期間を設定し取得促進
  - ・ 定時退庁や年次休暇の取得を促進する京都府警察「育じの日」の運用

## 女性職員の活躍の推進

- 採用の拡大及び優秀な人材の確保
  - 職域の拡大とキャリア形成の促進
  - 女性用施設及び装備資機材の整備
- ・ 採用パンフレットへの女性職員の活動状況等の掲載
  - ・ 女性職員に対する現場対応能力向上等を目的とした実戦教養の実施
  - ・ 女性警察官が勤務しやすい施設の整備や軽量装備品の配備

## 仕事と子育て・介護との両立に向けた支援

- 制度を利用しやすい職場環境づくりの推進
  - 男性職員の家庭生活への関わりの促進
  - 育児休業を取得した職員の職場復帰の支援
  - 子育て・介護を行う職員への人事的な配慮
- ・ 男性職員の育児参加促進に向けた情報発信
  - ・ 男性職員にかかる育児休業取得体験談の機関誌掲載
  - ・ 子育て・介護を抱える職員に対する面談制度の運用
  - ・ 育児・介護と仕事の両立に関する電話相談窓口の設置

## 数値目標

年次休暇の平均取得日数(年)  
15.1日 (R2) → 17.3日 (R3)

夏季特別休暇の  
平均取得日数(年)  
4.9日 (R2) → 4.9日 (R3)

年次休暇の平均取得日数を年間17日以上とし、かつ、全ての職員が年次休暇をそれぞれ5日以上取得、全ての職員が夏季特別休暇を5日取得

警察官に占める女性の割合  
11.1% (R3.4.1) → 11.4% (R4.4.1)

令和8年4月までに警察官に占める女性の割合を12%以上

配偶者出産休暇(年度・平均)  
2.8日 → 2.9日

男性育児休暇(年度・平均)  
3.7日 (R2) → 4.6日 (R3)

配偶者出産休暇(3日)、男性育児休暇(5日)の全日数取得



京都府警察では、職員のワークライフバランス（仕事と生活の調和）を図りながら、その個性と能力を最大限に発揮し、生き生きと働き続けられる職場環境を構築することで、組織力を質的に強化するための取組を推進しています。

